

木造住宅の耐震改修費 補助金のご案内



松戸市
建築指導課
令和5年度版

松戸市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の概要

大地震はいつ発生しても不思議ではありません。大地震が起きたとき、住まいに大きな被害が無ければ、大切な家族の命や財産を守ることができます。松戸市では、住宅の耐震改修を促進し、安全で災害に強いまちづくりを実現するため、耐震性が不足している木造住宅の耐震改修費の一部を補助します。

1. 申請受付期間

令和5年5月8日（月）～令和5年11月30日（木）

ただし、令和6年1月15日までに実績報告書が提出できる見込みがあるものに限りです。

< 注意事項 >

- ・ 予算額に達し次第受付を締切らせていただきます。
- ・ 補助金交付申請をする際は、建築指導課と事前協議が必要となります。
- ・ 耐震改修に係る契約を締結する前に必ず補助金交付申請書を提出してください。
- ・ 申請後の審査には期間を要しますので、余裕を持った計画を立ててください。

2. 対象となる木造住宅

市内にある木造住宅で、以下のすべてに該当するものとなります。

1. 平成12年5月31日以前に建築、または着工された一戸建て住宅、または併用住宅（住宅部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの）であること。
2. 柱・梁等の主要構造部が木材の在来軸組構法によってつくられたもの。（プレハブ工法やツーバイフォー工法は除きます。）
3. 地上階数が2以下であること。
4. 建築基準法の集団規定に違反していないこと。（敷地内にある他の建築物も含まれます。）
5. 木造住宅耐震診断士による耐震診断^{※1}の結果、上部構造評点^{※2}が1.0未満と判定されたもの。

※1 耐震診断とは、木造住宅耐震診断士が、一般財団法人 日本建築防災協会発行の「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいて、図面と現地調査によって行なう、一般診断法または精密診断法です。

※2 上部構造評点とは、建築物の構造強度を示す指標の一つであり、次のように規定されています。

評点 1.5 以上：倒壊しない
評点 1.0 以上～1.5 未満：一応倒壊しない
評点 0.7 以上～1.0 未満：倒壊する可能性がある
評点 0.7 未満：倒壊する可能性が高い

一般財団法人 日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」より

3. 補助対象者

以下のすべてに該当する者となります。

1. 松戸市の住民基本台帳に記載されていること。
2. 木造住宅を所有し、かつ居住していること。（賃貸住宅は除きます。）
3. 市税を滞納していないこと。
4. 対象となる木造住宅について、既に同一事業の改修費補助金の交付を受けていないこと。

※共有している場合、代表者を選任し、委任状を提出してください。

4. 木造住宅耐震診断士

木造住宅耐震診断士とは、『松戸市木造住宅耐震診断士名簿』に登録された建築士、または市長が認めた者です。

この名簿は松戸市ホームページに掲載され、建築指導課、各支所、市民センター等にて配布しています。

5. 耐震改修の内容

- 1.耐震改修設計・・・木造住宅耐震診断士が行う耐震改修工事に係る設計のことをいいます。
- 2.耐震改修工事・・・耐震性能の向上を目的として行う耐震補強工事のうち、施工者に請け負わせて行うものであって、工事後の上部構造評点を 1.0 以上となるよう改修するための工事のことをいいます。
- 3.工事監理・・・・耐震改修工事に係る工事監理で、木造住宅耐震診断士が行うものをいいます。

6. 施工者の条件

建設業法の許可を受けていて、松戸市に本店、支店、営業所のいずれかを開設している者になります。

7. 補助対象経費

1.設計費・・・耐震改修工事に係る設計に要する費用のうち、木造住宅耐震診断士に支払った額

2.工事費及び工事監理費・・・耐震改修工事に要する費用で施工者に支払った額及び工事監理に要する費用で、木造住宅耐震診断士に支払った額

・注意事項

リフォーム工事等も同時に行う場合は、耐震改修工事に係る内容を明確に区分してください。

8. 耐震改修の補助金額

1. 設計費に 3分の1 を乗じて得た額 となります。

ただし、5万円を限度とします。

2. 工事費及び工事監理費に 3分の1 を乗じて得た額 となります。

ただし、50万円を限度とします。

※すでに当該木造住宅について、この補助金の交付を受けている場合、交付できません。ただし、設計費の補助金を受けた者が、工事費及び工事監理費の補助金を受ける場合は除きます。

9. 設計費補助金の提出書類

1. 松戸市木造住宅耐震改修設計費補助金交付申請書(第1号様式)

添付書類

- ①住民票の写し ⇒ 【市民課または各支所等】（市民課または各支所等で取得したものが写しとなります。）
- ②木造住宅に係る登記事項証明書 ⇒ 【法務局】
（固定資産評価額証明書でも可） ⇒ 【固定資産税課】
※所有者が2人以上いる場合は、建物の登記事項証明書を添付してください。
- ③納税証明書（滞納のない証明書） ⇒ 【市役所本庁舎2階 収納課】
※支所では取得できません。
※取得する際、納税証明書交付申請書の「□その他」にチェックをしていただき、（ ）内に“滞納なし”と記入してください。
- ④設計費の見積書またはその写し（税込金額が記載されたもの）
- ⑤確認を受けたことを証する書類（下記のいずれか）
 - ・確認通知書の写しまたは確認済証の写し
 - ・登載証明
 - ・建築計画概要書の写し
 - ・検査済証の写し
- ⑥木造住宅耐震診断の結果報告書の写し
- ⑦所有者が2人以上いる場合の委任状（様式1）
- ⑧建築基準法集団規定確認報告書（様式2）
- ⑨口座振替払申出書
- ⑩委任状（申請手続き用）
- ⑪その他市長が必要と認める書類

※耐震診断の補助金申請の書類と変更がなければ、①～③、⑥は省略できます。

2. 松戸市耐震改修費補助金実績報告書(第6号様式)

添付書類

- ①耐震改修の設計に係る契約書の写し
- ②耐震改修の設計図書
 - ・案内図（白地図又はやさシティマップの施設マップ）、
 - ・耐震改修箇所がわかる平面図（壁番号を記入してください。）
- ③耐震改修工事後の耐震診断の結果報告書
- ④設計費の領収書の写し（税込金額が記載されたもの）
- ⑤その他市長が必要と認めた書類

3. 松戸市耐震改修費補助金交付請求書(第8号様式)

添付書類はありません。

10. 工事費及び工事監理費補助金の提出書類

1. 松戸市木造住宅耐震改修工事費及び工事監理費補助金交付申請書(第2号様式)

添付書類

- ①住民票の写し ⇒ 【市民課または各支所等】（市民課または各支所等で取得したものが写しとなります。）
- ②木造住宅に係る登記事項証明書 ⇒ 【法務局】
（固定資産評価額証明書でも可） ⇒ 【固定資産税課】
※所有者が2人以上いる場合は、建物の登記事項証明書を添付してください。
- ③納税証明書（滞納のない証明書） ⇒ 【市役所本庁舎2階 収納課】
※支所では取得できません。

※取得する際、納税証明書交付申請書の「□その他」にチェックをしていただき、（）内に“滞納なし”と記入してください。
- ④工事費の見積書、工事監理費の見積書またはそれらの写し
（それぞれの税込金額が記載されたもの）
- ⑤建築確認を受けたことを証する書類（下記のいずれか）
 - ・確認通知書の写しまたは確認済証の写し
 - ・登載証明
 - ・建築計画概要書の写し
 - ・検査済証の写し
- ⑥耐震診断の結果報告書の写し
- ⑦耐震改修に係る設計図書
- ⑧耐震改修工事後の耐震診断の結果報告書の写し
- ⑨施工者の建設業法の許可証及び法人履歴証明書
※松戸市に本店がない場合、納税証明書も添付してください。
- ⑩所有者が2人以上いる場合の委任状（様式1）
- ⑪建築基準法集団規定確認報告書（様式2）
- ⑫口座振替払申出書
- ⑬委任状（申請手続き用）
- ⑭その他市長が必要と認める書類

※耐震診断の補助金申請の書類又は耐震改修設計の補助金申請の書類と変更がなければ、①～③、⑥、⑧、⑪は省略できます。

2. 立会い検査申請書(様式3)

※検査日時をご相談の上、提出してください。

3. 松戸市耐震改修費補助金実績報告書(第6号様式)

添付書類

- ① 耐震改修工事に係る契約書の写し、工事監理に係る契約書の写し
(それぞれの税込金額が記載されたもの)
- ② 工事の内訳書
- ③ 工事監理に関する報告書
- ④ 耐震改修工事を行う部位ごとの工事着手前、施工中、工事完了後の状況写真
- ⑤ 工事写真の撮影方向図
- ⑥ 使用した材料の写真、仕様書等
- ⑦ 耐震改修工事費の領収書の写し、工事監理費の領収書の写し
(それぞれの税込金額が記載されたもの)
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

4. 松戸市耐震改修費補助金交付請求書(第8号様式)

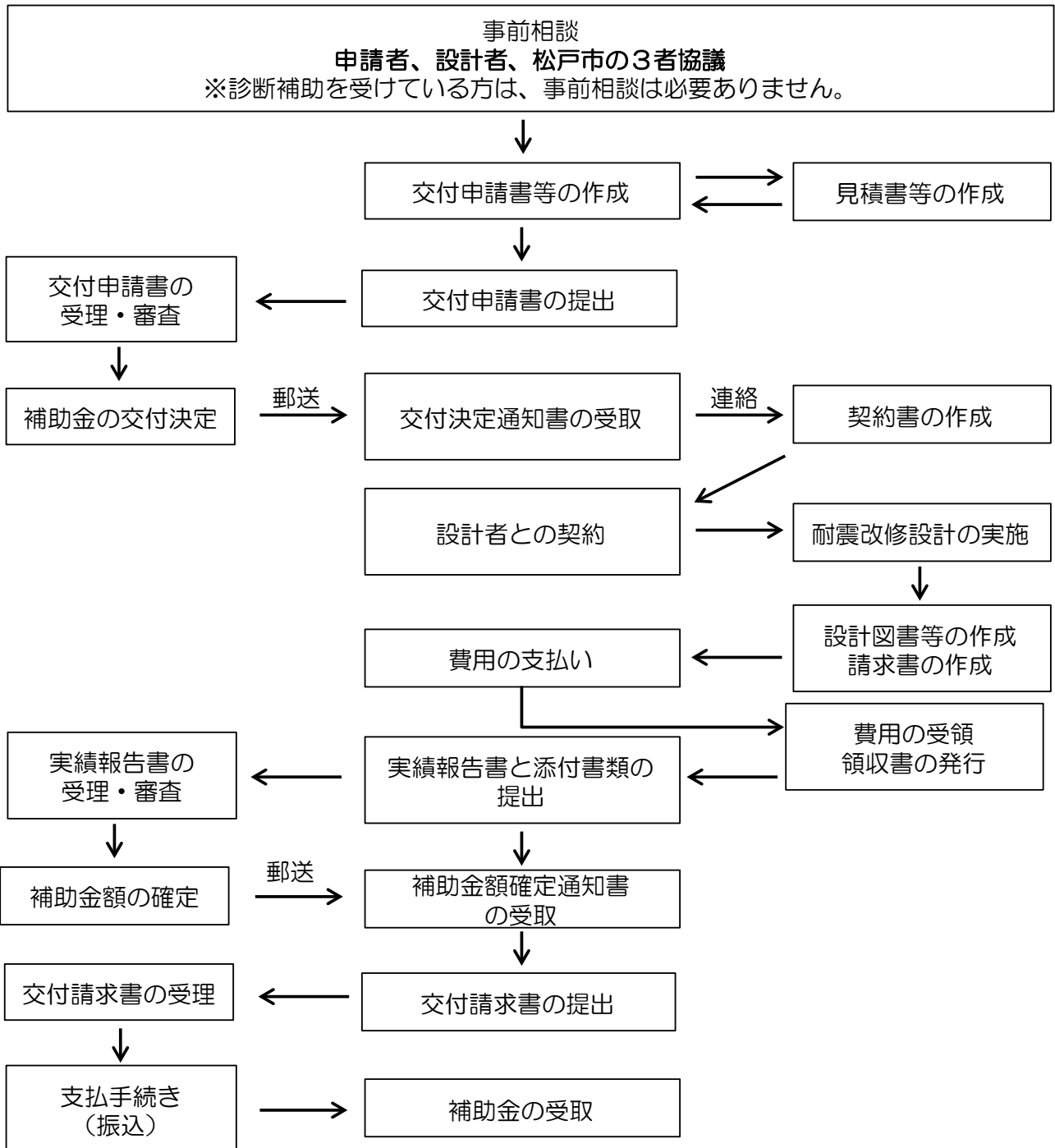
添付書類はありません。

11. 設計費補助金の手続きの流れ

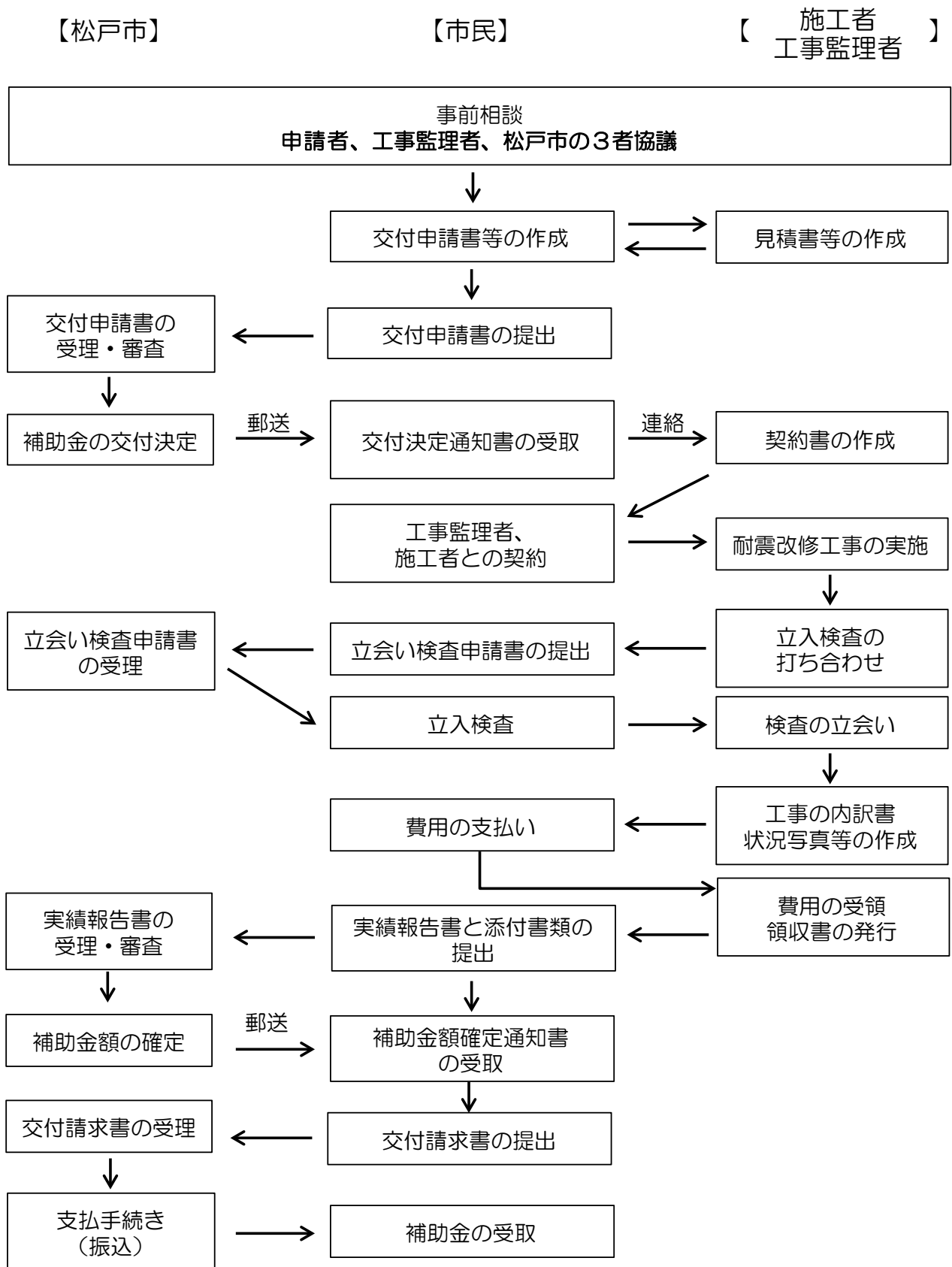
【松戸市】

【市民】

【 設計者 】



工事費・工事監理費補助金の手続きの流れ



13. お知らせ

①木造住宅の耐震改修工事に伴うリフォーム工事の補助について

この木造住宅耐震改修工事費及び工事監理費補助金の交付申請をした方は、併せてリフォーム工事の補助も受けられます。

詳しくは、**松戸市 住宅政策課(047-366-7366)**にお問い合わせください。

②昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅の耐震改修工事に伴う促進税制の適用について

< 所得税額の減額措置 >

平成21年1月1日から令和5年（2023年）12月31日までの間に市内において、耐震改修工事を完了している木造戸建住宅で対象要件を満たす場合、所得税の特別控除を受けることができます。詳しくは、**税務署**にお問い合わせ下さい。

適用対象となる既存住宅の要件

1. 特別控除の適用を受けようとする者が自ら居住の用に供していること。
2. 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。
3. 現行の耐震基準に適合させるための耐震改修を行ったものであること。
4. 住宅耐震改修証明書^{※3}等の必要書類を添付して確定申告を行うこと。

※3住宅耐震改修証明書とは、耐震改修をした家屋、住宅耐震改修の費用の額について証明するものです。下記のいずれかに発行を依頼してください。

【耐震改修補助を受けた場合】

- 松戸市街づくり部 建築指導課
- 建築士
- 指定確認検査機関
- 登録住宅性能評価機関
- 住宅瑕疵担保責任保険法人

【耐震改修補助を受けていない場合】

- 建築士
- 指定確認検査機関
- 登録住宅性能評価機関
- 住宅瑕疵担保責任保険法人

※耐震改修設計を行った建築士に依頼していただくと手続きが簡便です。

<固定資産税額の減額措置>

昭和57年1月1日以前から所在している住宅のうち、一定の要件に適合する耐震改修工事を行った場合、その住宅の固定資産税額(一戸当たり120平方メートル相当分まで)を一定期間、減額します。

詳しくは、**松戸市固定資産税課**にお問い合わせ下さい。

適用条件

1. 建築基準法の現行耐震基準に適合する耐震改修工事であること。
2. 耐震改修の工事費が1戸当たり50万円超えであること。
3. 耐震基準に適合する証明書^{*4}を添え、工事完了後3ヶ月以内に申告が必要です。

※4耐震基準に適合する証明書については、下記のいずれかに発行を依頼してください。

【耐震改修補助を受けた場合】

- ・松戸市街づくり部 建築指導課
- ・建築士

【耐震改修補助を受けていない場合】

- ・建築士
- ・指定確認検査機関
- ・登録住宅性能評価機関
- ・住宅瑕疵担保責任保険法人

※耐震改修設計を行った建築士に依頼していただく手続きが簡便です。

お問い合わせ先

松戸市街づくり部 建築指導課

Tel 047-366-7368